○内閣府令第六十五号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年九月三十日　　内閣総理大臣　菅　義偉

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（銀行の子会社の範囲等） **第十七条の三**　法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～十五　略］ 十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業 ［十七～二十六　略］	（銀行の子会社の範囲等） **第十七条の三**　［同上］ ［一～十五　同上］ 十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 ［十七～二十六　同上］
［2～9　略］ **第十九条の四**　［略］ ［2～4　略］ 5　法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。 （銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務） **第三十四条の十四の三**　法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。 ［一・二　略］	［2～9　同上］ **第十九条の四**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 （銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務） **第三十四条の十四の三**　［同上］ ［一・二　同上］

三　当該銀行持株会社グループに属する会社が信用供与を行おうとする場合における当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務 ［四～九　略］ 十　当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社の顧客である事業者の経営に関する相談に応ずる業務 十一　当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社の顧客である個人の財産形成に関する相談に応ずる業務 十二～十九　［略］ （銀行持株会社の子会社の範囲等） **第三十四条の十六**　［略］ 2　［略］ 3　法第五十二条の二十三第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。 ［一～十五　略］ 十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業 ［十七～二十六　略］ ［4～13　略］ **第三十四条の二十七**　［略］ ［2～4　略］ 5　法第五十二条の二十九第三項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。	三　当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社が信用供与を行おうとする場合における当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務 ［四～九　同上］ ［号を加える。］ 十～十七　［同上］ （銀行持株会社の子会社の範囲等） **第三十四条の十六**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］ ［一～十五　同上］ 十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 ［十七～二十六　同上］ ［4～13　同上］ **第三十四条の二十七**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　法第五十二条の二十九第三項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。